

平成 1 5 年(2003年) 3 月 2 7 日

様

滋賀県知事 國 松 善 次

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
(古都保存法)に基づく大津市の古都指定について(要望)

日頃は、本県の行政に対しまして、格別の御指導、御支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、国におかれましては、平成 1 0 年 3 月に開催された国の歴史的風土審議会において、「現在は開発により歴史的風土が失われるおそれもなくとも、未然に開発を防止し、適切な保存を図る観点から、大津市、平泉町など古都以外でも国として保存すべき歴史的風土が認められる可能性がある市町村について、今後の遺跡発掘状況や地元市町村の意向に配慮しつつ、新たな「古都指定」について引き続き検討する必要がある。」との報告を受けられ、また、昨年 1 1 月には社会資本整備審議会の委員による大津市への現地視察も実施されたところでございます。

大津市は、西暦 6 6 7 年に天智天皇が大津宮に遷都し、わが国政治の中心地として歴史上に位置づけられる都市であり、大津宮中枢部である近江大津宮錦織遺跡、およびこの時代の寺院跡である崇福寺跡、南滋賀町麩寺跡や、園城寺(三井寺)、日吉大社など大津宮と関係の深い社寺が、

背後の樹林地と一体となって、当時から連綿と続いてきた歴史的風土を今に伝えてきております。

地元大津市では、平成14年度から景観施策の一環として調査を行うとともに、市都市計画審議会に景観形成専門委員会を設置し、審議を重ねてきましたが、昨年12月19日に市都市計画審議会から「古都保存法による古都指定を受けるべく国、県に要請するよう」との答申を受け、本年1月8日、**県に対し「古都指定」を国に要請することについての要望**を行ったところであります。

県においては、古都指定が実現いたしますと、

県民の間に滋賀に古都があったという歴史的事象が再認識され、**滋賀固有の文化資産を継承した県民による個性あるまちづくり**が進められること、

今までの風致地区、自然公園などの緑地保全手法に加えて、古都指定により歴史的風土の保全施策が適用され、それらの相乗効果により、過去から継承された**歴史的風土をより効果的に保全**できること、

古都指定にあわせ、歴史的風土を有する地域の魅力をより効果的に発信することにより、**観光振興を図るうえで、大きな力**となること、

などが期待できるものと考えております。

このようなことから、**去る3月14日に滋賀県都市計画審議会に、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）に基づく大津市の古都指定について」**諮問いたしましたところ、「**要望すべき**」との答申を受けたところであります。

国におかれましては、滋賀県および大津市の要望を十分お酌み取りいただき、**大津市が早期に古都に指定されますよう、格別のご配慮をお願い申し上げます。**

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」

に基づく「古都」の指定について（要望）

大 津 市

満々と水をたたえた琵琶湖のほとりに、水鳥が羽を休めるように位置する大津は、豊かな自然と悠久の歴史に彩られたまちです。

歴史をひもとけば、大津はかつて都が置かれた地であります。

天智天皇が開いた近江大津宮は、5年余という期間ではありましたが、「近江令」や庚午年籍の制定をはじめとして、古代政治から律令国家への政治改革を行うとともに、水時計を用いた時報制度等による情報改革を進めるなど、国内外の激動の時代に日本国の再生を図った、まさに希望の都でありました。

また、その後も、奈良から平安時代にかけては、近江国府が置かれた政治の中心地であり、鎌倉から江戸時代にかけては、軍事上あるいは物資輸送上の要所として位置するなど、重要な地域であり続けるとともに、園城寺、石山寺、比叡山延暦寺は、我が国の仏教文化の隆盛、鎌倉新仏教の草創に多大な影響を及ぼしました。

一方、近江大津宮時代の崇福寺跡、南滋賀町廃寺跡、穴太廃寺跡などの史跡や天智天皇とゆかりの深い日吉大社や園城寺、石山寺は、周辺の樹林地と一体となって当時の歴史的風土を今に伝えています。かつて、万葉の歌に詠まれ、近江八景として描かれた、青い湖と緑

の山並みは、今も、往時の姿をとどめており、暮らしの中の風景として多くの人々に愛され、大津人の誇りとしてひかり輝いています。

時代を超えて脈々と受け継がれてきた貴重な文化遺産や歴史的風土は、今や人類共有の財産であり、今を生きる私たちは、歴史の語り部として、これらを守り、育て、次代に継承していくべき責務があります。

そのためには、私たちが暮らす大津の地にある素晴らしい資産を、市民自らが地域の智恵と工夫を凝らし積極的にまちづくりに活かすとともに、古都大津・びわ湖大津の観光地としての魅力を高め、訪れる全ての人たちに、日本人の心のふるさとを思い起こさせるようなまちづくりを進めていくことが重要であると考えております。

このような状況のもと、大津市都市計画審議会からは、地方分権の進展とともに、個性豊かなまちづくりや、都市環境の再生への取り組みが求められている中、国際文化観光都市を標榜する大津市において、市民とともに大切な歴史的風土を守り、風格ある都市づくりを推進し、美しい国土づくりを先導していくためには、大津の歴史的風土の保存は国民的な課題であるとの認識のもとに、「古都に

おける歴史的風土の保存に関する特別措置法」による「古都指定」を受けることが不可欠であり、国に対して強く要請していくことが必要であるとの答申をいただきました。

また、滋賀県にあっても、滋賀の優れた歴史的風土、淡海文化の保存・継承や観光振興のため、大津市の古都指定は必要であり、国に対して大津市とともに要請していく旨が、滋賀県都市計画審議会において答申されました。

つきましては、国におかれましても、市民と行政が一体となった新しい古都大津のまちづくりへの熱き思いをご賢察いただき、本市の「古都」の指定について、特段のご配意を賜りますようお願いを申し上げます。

平成 15 年 3 月 27 日

大津市長 山田豊三郎